

今後の佐渡市民サービスカード(準住民用)の 介護帰省の更新について(お知らせ)

今後は以下の運用といたしますので、お知らせします。

・令和4年10月1日から運用を開始している佐渡市民サービスカード(準住民用)の介護帰省者について、1年間は更新案内を送付しておりましたが、令和6年11月1日以降は、**更新案内を郵送しません**ので、ご注意願います。

・お持ちの佐渡市民サービスカード(準住民用)の有効期限を確認し、更新するようお願いいたします。

1 更新に必要な書類

①佐渡市民サービスカード交付・更新申請書(様式第4号)

※佐渡市HPからダウンロードいただくか、交通政策課、各支所、各行政サービスセンターにあります。

②介護保険被保険者証の写し

※三つ折りのものを開いてコピーをして提出ください。

※佐渡市民サービスカード(準住民用)の有効期限内に介護保険被保険者証の認定期間が切れ、すでに、提出された場合でも再度提出をお願いします。

③申請者の身分証明書(運転免許証、マイナンバー等)の写し

※戸籍抄本もしくは戸籍謄本等は**不要**となります。

※令和7年4月1日以降に申請される場合は、返信用封筒も提出ください。

※返信用封筒には必ず切手を貼って提出ください。

2 申請方法及び受付場所

上記の必要書類を揃えて、佐渡市交通政策課、各支所、各行政サービスセンターへ提出してください。
郵送の場合は下記の佐渡市交通政策課へ郵送ください。

受付場所:佐渡市交通政策課、各支所、各行政サービスセンター(平日8:30~17:30)

3 更新手続きにあたっての注意事項

・1年間の来島が**市民サービスカードを利用して、6往復以上ない場合、更新できません**ので、ご注意ください。※利用回数は交通政策課で確認を行っています。

・**市民カードを利用せずに来島した場合は、回数に該当しない**ので、ご注意ください。

・**1人の方**の来島が1年間6往復以上になります。家族、兄弟姉妹合わせて6往復ではありませんので、ご注意ください。

・**以下の場合も更新できません。**

例:要介護もしくは要支援の認定が解除された場合、

介護を必要とされる方が佐渡市から転居した場合、

介護を必要とされる方が施設等へ入所し、介護がなくなった場合、等

・自動車航送を利用された方は利用回数を申請書にご記入ください。

併せて、いつ利用したか、日付もご記入願います。

・来島回数には、佐渡市民サービスカードを利用した回数をご記入ください。

【送付先／お問い合わせ先】

佐渡市企画部交通政策課

〒952-1292 佐渡市千種232番地 TEL 0259-63-3184

Q&A

Q1 申請書は佐渡市HPのどこからダウンロードできるか

A1 「佐渡市 航路 準住民」で検索し、「佐渡航路運賃(準住民の島民割引)のご案内」ページにある「介護帰省者」からダウンロードできます。

「佐渡航路運賃(準住民の島民割引)のご案内」

<https://www.city.sado.niigata.jp/soshiki/2016/41201.html>

また、右のQRコードから上記ページに飛ぶことができますので、
そちらからダウンロードください。



Q2 更新の申請はいつからできるか。

A2 3ヶ月前から更新の申請ができます。ただし、佐渡への来島が佐渡市民サービスカードを利用して、6往復以上ない場合は、更新できません。

Q3 家族(もしくは兄弟姉妹)で介護に来ている。合わせて、6往復あればよいのか。

A3 合わせて6往復ではありません。1人の方の来島が6往復ないと更新できません。

Q4 来島回数はいつからいつまでのものを記入すればよいのか。

A4 例えばですが、令和6年11月30日有効期限の佐渡市民サービスカードをお持ちの場合、令和5年12月1日から令和6年11月30日までに佐渡市民サービスカードを利用した往復の回数をご記入ください。

なお、佐渡市民サービスカードを利用しなかった場合、今後利用予定の場合等は回数に含むことができません。

Q5 自動車航送を利用した場合、回数に含むことができるか。

A5 含むことができます。利用した場合、いつ利用したか、日付も併せてご記入ください。

なお、自動車航送をご利用の場合、対象とはなりません。佐渡汽船へ申し出の上、「介護帰省者車両航送利用確認書」をご記入ください。

Q6 新しい佐渡市民サービスカードが届いたら、古いものはどうすればよいのか。

A6 古い佐渡市民サービスカードはハサミ等で廃棄を行ってください。

Q7 新しい佐渡市民サービスカードはどのくらいで届くか。

A7 申請書が交通政策課に届いてから、2週間程を目途に郵送いたします。

Q8 速達等で返信してほしい場合、返信用封筒はどうしたらよいのか。

A8 返信用封筒には必要分の切手(例えば、速達で返信してほしい場合はその料金分)を貼付して返信用封筒をご提出してください。

Q9 返信用封筒は郵送だけでなく、窓口提出の場合も必要か。

A9 必要になります。必ず返信用封筒もご提出ください。

【送付先／お問い合わせ先】

佐渡市企画部交通政策課

〒952-1292 佐渡市千種232番地 TEL 0259-63-3184